都市開発の国際的潮流・海外先進事例等に関する知見蓄積・活用に係る調査業務仕様書

１　適用範囲

本業務は、契約書によるほか、本仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき実施しなければならない。

２　業務の目的

ＵＲが国際競争環境下で海外展開支援業務を推進するにあたっては、先進国を含む都市開発の国際的潮流の知見を踏まえた取り組みが求められる。さらに、都市開発の国際的潮流に関する知見は、ＵＲ国内事業の推進のためにも重要である。そのため、先進国を含む世界の都市開発の最新動向や都市開発に関係する国際機関の動向等についての知見を、学識の参画も得ながら、ＵＲ部門連携して継続的に知見蓄積していくこととしている。

本業務においては、ＵＲによる都市開発の国際的潮流に係る知見蓄積の初年度として、学識による研究会を組織し、都市開発や国際機関の動向にかかる情報収集・分析、海外先進事例の詳細把握等を試行的に行うことを目的とする。

３　業務の履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和２年３月 13 日までとする。

４　業務の内容

（１）情報収集・分析

下記のような検討テーマや検討対象地区等を研究会で議論、絞り込んだうえで、情報収集・分析等を行う。

- 欧米の先進的街づくり事例の詳細
- 国際機関（世界銀行、アジア開発銀行、ＥＵ、ＯＥＣＤ等）の都市開発にかかる取り組み
- 都市開発にかかる数値目標化、標準化等の動向
- 先進国（米国等）における不動産ビジネス動向
- その他

（２）海外先進事例詳細把握（現地調査）

先進国（北米及び欧州を想定）における先進的な都市開発事例に関し、検討会で対象等を整理の上、現地の状況把握、事業関係者へのヒアリング等を行う。

- 研究会としての海外調査の企画、実施（全体行程構築、相手方アポイント、航空券・宿泊等各種手配、記録作成等含む）
- 調査期間中に米国、欧州へ各１回（計２回。それぞれ１週間程度）の海外調査を予定し、これに学識者３名、受託者２名程度の帯同を想定している。

（３）研究会運営

- 研究会はＵＲが任命するコア学識委員３名程度を中心として組成。基本的に１回／１～２か月程度（本年度５回を想定）、ＵＲ会議室で開催
- テーマごとにゲスト学識委員を招き情報提供、意見交換を行う
- 学識委員含む関係者とのスケジュール調整
- 資料、議事録の作成
- 学識委員への謝礼・交通費等の支払

5　機密保持

本業務の履行に際し、以下に示す重要な情報については、特に取り扱いに留意することとし、発注者の指示があった場合においては、発注者が指定した場所にて資料を閲覧することとする。

（１）　機構が提供する具体地区等に関連する資料

（２）　本業務に関連する個人情報

6　交通費の負担

本業務に要する交通費は、原則として経費に含むものとする。ただし、特別な事由により発注者が求めた場合は、別途協議により定めるものとする。

7　貸与品等

機構が所有する資料を必要とする場合は、発注者と協議すること。

8　物品の購入

本仕様書に記載なき物品を購入し、新たに要した諸費用を発注者が負担する場合は、書面により発注者の承諾を得なければならない。購入した物品は発注者の所有とし、請負者は善良な管理者の注意をもって当該物品を使用しなければならない。

9　再委託等

業務請負契約書第４条第２項の規定により業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ様式 10 により再委託（変更等）承諾申請書を提出し承諾を受けなければならない。

10　成果物

本業務における成果物は以下のとおりとする。なお、成果物は発注者の許可なく発表又は引用してはならない。

（１）本業務にかかる調査報告書一式（A4 版くるみ製本）　3 部

（２）報告書の概要版パワーポイント　1 式

（３）上記（１）（２）に関する原図一式及び電子データ（作成ソフトによるオリジナルデータ、報告書形式等の PDF によるデータ）　1 部

※成果物の引渡し前にデータ提出方法等について、発注者と協議すること。

※成果物については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号）に適合すること。

※フォトショップ・イラストレーターのデータを納品する場合は、バージョンを CS5 とすること。

※使用するフォントは、WindowsPC に標準的にインストールされているものとし、特殊フォント（商用フォントや WindowsPC で使用できないフォント(MacPC 専用フォント等)）は使用しない。

11　業務完了手続き

業務完了後速やかに、以下の書類を発注者に各 3 部提出すること。

（１）完了届

（２）納品書

（３）引渡書

（４）完了払請求書

12　疑義

本業務の実施にあたり、本仕様書に疑義が生じた場合は、書面をもって通知し、発注者と協議等のうえ実施するものとする。

以　上